

◇はじめに

わたくしたちの生活で一番大切なことは、なんといっても「健康である」ということですが、わたくしたちの多くは、病気や思わぬケガをしたときのために、充分の用意をいっもしているとはかぎりません。

医療保険は、ふだんからお金を出し合って、いざというときにお互いに助けあう制度です。

皆さんは会社や事業所の健康保険あるいは日雇労働者健康保険、船員保険、公務員の共済組合、同業者でやっている国保組合などにお入りでしょうか。豊島区の国保は、これらの医療保険に入っていない方々を対象として、昭和34年12月1日より事業を開始いたしました。

豊島区に住所のある人は、赤らやんでもお年寄りでも皆入らなければなりません。加入したり、脱退したりが自由にできないのは、皆さんがご自分の健康を守るだけでなく、みんなでお互いの健康を守らなければならぬからです。昭和36年4月からは、日本のどこに住んでいても、医療保険のない人はいなくなりました。つまり国民皆保険が達成されたわけです。◇豊島区国民健康保険の被保険者 豊島豊区に住んでいる人は、みんな

国民健康保険の

あらまし

な豊島区国保の被保険者になれます。ただし次の人は除かれます。

- ① 職場にある健康保険や日雇労働者健康保険の被保険者とその被扶養者。
  - ② 国保組合の組合員とその家族。
  - ③ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する人。
  - ④ らい病で療養所に入っている人
  - ⑤ 外国人（世帯主）とその家族。
- 世帯主が日本人で家族が外国人の人

ときはその家族だけ。

◇保険給付

豊島区の国保で治療を受ける場合治るまでは何年でも、被保険者の資格のある間は次の治療が受けられます。

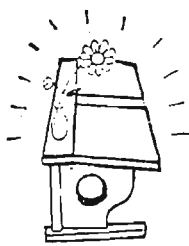
- ① 医師や歯科医師の診察。
  - ② 治療に必要な薬や、治療材料の支給。
  - ③ 手術や色々な手当、いれ歯。
  - ④ 入院、看護。
  - ⑤ 病人を運ぶ費用。
- このほかに被保険者が出産をしたときは、その世帯の世帯主に、助産

費として、三千円が支給されます。

（この場合妊娠4カ月以上で、死産の場合も含まれます。）また被保険者が死亡した場合、その人の葬祭を行なった人に、葬祭費として、三千円が支給されます。（いずれもこの4月1日より改正されました。）

◇保険でみてもらうとき

お医者さんにかかるときは、必ず「被保険者証」をお持ちになり、診察を受ける前に、受付窓口にしし出して下さい。



今日は、次の

頁との二頁に

渡って、国民

健康保険のあ

らましを、お

知らせしまし

ょう。

お医者さんに、医療費として窓口で支払うお金を、一部負担金といいますが、その額は医療費の世帯主の方は3割相当額、家族の方は5割相当額です。

ただし結核精神病患者で、保健所に申請をして、許可になったものについては一部負担金は区が負担いたします。

また世帯主が被保険者でない世帯ではその世帯の被保険者のうち一人につき、一部負担金は3割相当額です。◇医療費の立て替え払いについて

お医者さんにかかったり、薬をも

らったりしたときは、窓口で一部負担金を支払うだけでよいのですが、次のような場合には、みなさんがいったん立て替えて支払い、あとで区からお金を受けることになります。これを療養費払いといいます。

- ① 看護、移送の費用。
- ② 輸血のときに生鮮血を使用したとき。
- ③ コルセットなどの費用。
- ④ あんま師（この場合医師の同意書が必要）、柔道整復師の治療を受けたとき。
- ⑤ 急病や旅行先で、国保を扱わないお医者さんにかかったときの費用。

このようなときは、みなさんが、一応全額支払い、お医者さんから費用の内容がよくわかるように書いた領収書をもらい、それをつけて区役所へ申請してください。

◇保険で使える薬、使えない薬、

「この薬は、保険では使えない」とお医者さんに言われたと言う話を聞きますが、現在では、厚生大臣がきめた「薬価基準」にのっている薬は、五二二一種もありますので、ほとんど全部の薬が使えます。

しかし新しい薬は、その効力や副作用にも、十分な注意を払う必要があり、新薬が発売されて、少しの

世、実験や研究、審議のため使えない時期があることは、やむを得ないことです。

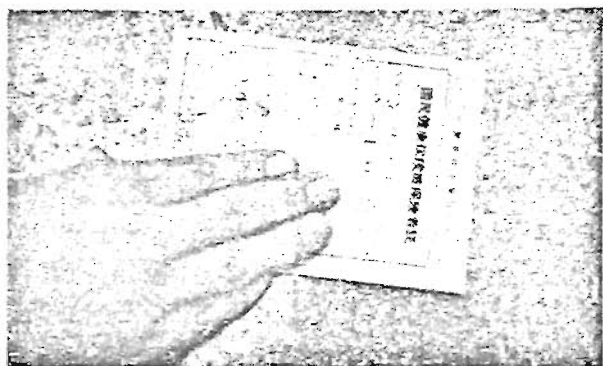
◇保険が使えない場合

- ① 自分でわざと、病気やケガをしたとき。
- ② 健康診断を目的とする診察、検査。
- ③ 美容のための整形手術など。
- ④ 平常妊娠、正常分娩。
- ⑤ 歯ならびの矯正。

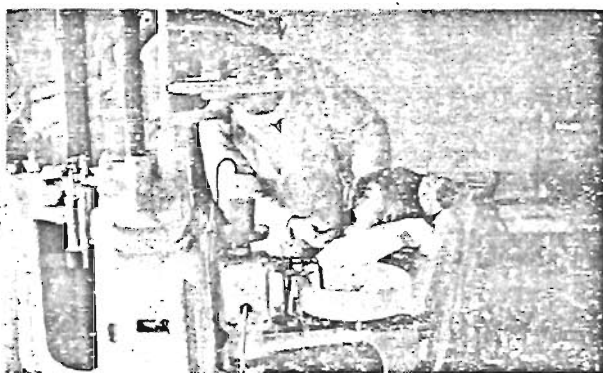
このほか傷病の発生原因が、他人によって起こされた場合（第三者行為による傷害）、この場合直ちに傷病届をお出し下さい）には、原則として、国保ではその医療費の給付をいたしません。

◇保険料

保険は、みなさんがお金をかけて



診察を受けるときは、始めに保険証を必ず出しましょう。



国保では、その疾病または負傷が治るまで、お医者さんに診てもらえます。

お互いに助け合うものですから、みなさんに納めていただく保険料は、国保の仕事をすすめていく上で、一番大切なものです。

① 保険料の計算方法

保険料は、次の所得割と均等割との合算額によって、賦課されます。所得割額……被保険者の、前年度の特別区民税額の95%。（他所から転入した方で、前年度が他の都道府県民税および市町村民税として、課税されている場合、豊島区の特別区民税に換算した額を、特別区民税額とみなして、所得割額を算定します。）

均等割額……被保険者一人につき六百円

以上が一世帯の、一年間の保険料

ですが、これを12ヶ月に割って（10円未満の端数は、最初の月に算入します。）その月の分を、毎月末までに納めていただきます。被保険者が増えたときはその月から、減ったときはその前の月までを月割りにして計算します。

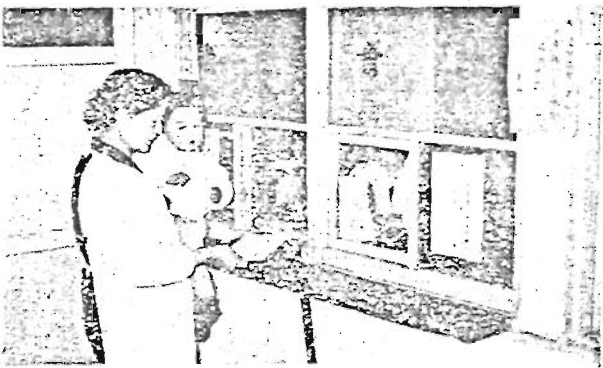
保険料の最高額は、年額五万円までです。

② 保険料の通知

保険料の年額と、毎月の納付額は、毎会計年度初めに、世帯主に通知します。新規転入、世帯内の被保険者の増減などのときは、そのつど通知します。

③ 保険料の給付方法

保険料は、区役所の職員が毎月集金にみなさんのお宅を訪問しますから、そのときは、すぐ払うことができます。



一部負担金は、診療のつど会計へお支払い下さい。



保険料は、毎月月末までにお納め下さい。

できるように、注意しておいて下さい。お勤めなどの都合で留守がちなお宅は、隣の方へお預け下さるか、区役所国保課へ直接納入下さい。郵送されるときは、現金書留が便利です。

◇届け出は、10日以内に

国保の届け出は、すべて10日以内に、世帯主が区役所または出張所へ届け出て下さい。

転入、転出、住所変更、他の医療保険に加入、離脱、出生、死亡、その他世帯に変更があった場合、保険証を添えて手続きをして下さい。

◇お問い合わせ、ご意見は

国保のことで、お問い合わせ、ご意見、ご相談などがありましたら、ごえんりょなく、係に申し出て下さい。

国保課庶務係 内線二七四番